

(3) いじめ防止基本方針

長崎市立日見中学校「いじめ防止基本方針」

人間尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「めざす生徒像」

- 平和で豊かな社会を創るため、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を持ち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識を持ち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことができる生徒。

「育友会との連携」

- ・育友会総会
- ・評議員会、理事会
- ・専門部会、学年部会
- ・地区理事会
- ・部活動振興会 など

「いじめ対策委員会」

- ・校長、教頭
- ・教務主任
- ・生徒指導主事及び学年担当
- ・養護教諭、SC
- ※必要に応じて、関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・教育委員会、警察
- ・子育てサポート課
- ・児童相談所、法務局
- ・医療機関、民政委員
- ・スクールサポーター
- ・少年センター・SSW
- ・学校評議員 など

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

1 いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身に付けた生徒を育成する。

- (1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上
- (2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成
- (3) 学校基本方針の周知と家族、地域社会、関係機関との連携強化
- (4) 学校基本方針による取組の評価

2 いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- (3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備
- (4) 相談機関等の周知

3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
- (2) いじめられた生徒及びその保護者への支援
- (3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言
- (4) 集団への働きかけと継続的指導
- (5) ネット上でのいじめへの対応

4 重大事態等、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているいじめ等については、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に市教育委員会および警察等に相談・通報の上、連携して組織的に解決するよう努める。

【調査を要する重大事態の例】

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- (3) その他の場合
 - ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

5. 危機管理マニュアル（いじめ発生の場合）

「教育相談のてびき」より

※日時等含めて、正確に記録を残しておく。

被害生徒対応

- ① 事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに、その友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 担任のみで判断するのではなく、いじめ対策委員会等を開催し、管理職、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有する。
- ③ 生徒の心情を十分理解しながら、時間の経過や関係者など、できるだけ具体的な状況を聴き取る。その際、単に事実だけを求めるのではなく、生徒の心の痛みなどを軽減するように努める。
- ④ 被害生徒を守り抜く姿勢を示したうえで、関係諸機関と連携を図り、最善の努力をすることを伝え、話やすい雰囲気をつくるとともに、SCや信頼されている教職員等が対応する。
- ⑤ いじめが一定の限度を超える場合には加害者に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めたりするなど、毅然とした対応をとる。特に暴力や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は警察と連携して対処する。
- ⑥ 養護教諭等や相談員、SC等が協力して心のケアに努める。



保護者・市教委対応

- ① 速やかに家庭訪問を実施する。可能な限り事情を聞いた当日に実施する。
- ② 被害生徒の保護者への対応については、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について話し合い、理解と協力を依頼する。
- ③ 加害生徒の保護者への対応については、事案の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④ 速やかに市教委へ報告するとともに、必要に応じ、子育て支援課、児童相談所、警察等の地域の関係機関、他校とも連携を図る。



加害生徒対応

- ① 事実確認を行い、当事者だけでなく、その友人等からも情報を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
 - ② 担任のみで判断するのではなく、いじめ対策委員会等を開催し、管理職、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有する。
- 多角的にいじめの原因や対応の在り方などについて検討する。
 - 全校をあげて分掌組織を機能させながら取り組む。
 - 調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。
 - 対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合は、状況に応じていじめ対策委員会等を数回開催する。
- ③ いじめを起こした背景や、時間的な経過、他校、他学年、卒業生等との関係など、できるだけ具体的な状況を把握するとともに確認する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、当該生徒の課題を生活背景等と関連させて明確にする。
 - ④ 聴き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。また、一方的な説論にならないようにし、SCや信頼されている教職員等が聴くなどの工夫をする。
 - ⑤ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように十分に配慮する。

事後指導

- ① いじめられている生徒については、学校が徹底的に守り通すということを言葉と行動で示すとともに、学級活動、道徳教育を充実させる。
- ② 新しい情報が分かり次第、第2・第3報を市教委に報告し、対応を協議する。
- ③ 当該生徒の継続的観察を行う。
- ④ 双方への家庭への観察の継続と様子に変化した場合の学校への連絡を依頼する。

※対応の際は、「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を活用する。

6. 年間計画

月	指導内容	月	指導内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解 生徒・保護者等への周知 生徒の情報交換 月例アンケート調査 小中連携によるいじめ防止の取組 民生委員との情報交換	10	月例アンケート調査
5	月例アンケート調査 連休明けの生徒観察・情報交換 学校評議員との情報交換	11	月例アンケート調査 三者面談（3年） 教育相談（1、2年）
6	月例アンケート調査	12	月例アンケート調査 人権集会 生徒会役員改選と組織づくり 学校評議員との情報交換
7	月例アンケート調査 学校教育週間（道徳公開授業） 生徒総会 教育相談（全学年）	1	月例アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	月例アンケート調査（登校日） 平和集会 職員研修会（情報交換、ケース会議等）	2	月例アンケート調査 教育相談（1、2年） 新入生説明会（中学校の取組紹介）
9	月例アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解	3	月例アンケート調査 次年度申し送り資料作成 新入生引継ぎ・情報収集 学校評議員との情報交換 年間の取り組みの検証・評価

* いじめに関する主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談窓口等
日見中学校「いじめ相談窓口」（教頭）	095 - 838 - 3076	8:45～16:45（月～金）
24時間子供SOS親子ホットライン	0120 - 0 - 78310	24時間
こころの電話	095 - 847 - 7867	9:00～16:30（月～金）
子ども・家庭110番	095 - 844 - 1117	9:00～20:00（毎日）
ヤングテレホン（長崎警察署）	0120 - 78 - 6714	9:00～17:45（月～金）
こども人権110番	0120 - 007 - 110	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095 - 842 - 4343	9:00～22:00（毎日）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095 - 844 - 5132	9:00～17:45（月～金）
長崎市教育研究所教育相談	0120 - 556 - 275	9:00～17:00（月～金）
こども総合相談	095 - 825 - 5624 095 - 822 - 8573	「e-kao」のホームページを検索し、相談フォームへ

*** いじめのチェックリスト**

【いじめられている生徒が発するサイン】

① 体や体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとしている。
- ☐ 頭痛や腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室によく来室することがある。

② しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどしていたり、おびえたりしている。
- ☐ 元気がない、浮かない表情をしている。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。教師の目を避けている。
- ☐ 何事にも集中力に欠け、ぼんやりしている。

③ 友達との関係

- ☐ 周りの友達に異常なほど気を使っているように見える。
- ☐ 人の言いなりになっているように見える。
- ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 交友関係が変わった。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐ 特定の生徒の席に座ろうとしない。席の周りがあいている。ゴミが散乱している。

④ 生活面

- ☐ 納入金などを急に滞納し始めた。
- ☐ 机やカバンの中などが荒らされている。
- ☐ 文具、服、カバン、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

【いじめられている生徒が家庭で出すサイン】

- ☐ 買った覚えのない品物を多く持っている。
- ☐ 金銭感覚が荒くなる。
- ☐ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行が悪くなる。
- ☐ 友達との電話であるが、命令的な口調で会話する。
- ☐ 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。
- ☐ 体操服など洗わなければならないものを持って帰ってこない。他人のものを借りて使っていることが増える。

※全職員で共有し、日常生活の観察の視点として活用する。